

第3回教育委員会会議

1 日時 令和6年2月13日（火） 午後3時30分～午後5時45分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
吉村 悟	城東区担当教育次長
末村 祐子	住之江区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
臣永 正廣	西成区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
松田 淳至	学校力支援担当部長
村川 智和	総務課長
笹田 愛子	学校適正配置担当課長
武井 宏蔵	施設整備課長
浅井 俊行	設備管理担当課長

中野 泰志 教職員服務・監察担当課長
橋本 洋祐 教職員給与・厚生担当課長
上田 慎一 保健体育担当課長
糸山 政光 首席指導主事
久米 史朗 学務担当課長
田中 正史 教育ICT担当課長
上野 浩明 教育ICT基盤担当課長
田村 美加 城東区教育担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
柳澤 成憲 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第18号 今福小学校・放出小学校の学校再編整備計画の策定について

議案第19号 全市共通目標の見直しについて

議案第20号 職員の人事について

議案第21号 職員の人事について

議案第22号 職員の人事について

議案第23号 職員の人事について

報告第5号 「令和5年度全国体力・運動能力運動習慣等調査」【大阪市の結果】
について

報告第6号 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか
かる対応状況について

報告第7号 学校における空調設置状況について

報告第8号 職員の人事について

なお、議案第20号から第23号、報告第8号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第19号、報告第7号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第18号「今福小学校・放出小学校の学校再編整備計画の策定について」を上程。

吉村城東区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立学校活性化条例、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の規定に基づき、今福小学校が適正配置対象校となっていることから、教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり今福小学校、放出小学校における学校再編整備計画案をご審議いただきたく存じる。

2、学校適正配置の手法について、適正配置対象校である今福小学校の通学区域と共通する放出中学校の通学区域内にあり、かつ、今福小学校と通学区域が隣接している放出小学校に今福小学校を統合することとする。3、学校適正配置の実施時期について、4、活用する学校施設にあるとおり、放出小学校の校地を活用することとし、5、学校施設の整備計画にあるとおり、児童収容対策のため、放出小学校で必要となる既存校舎の教室改修等を行う必要があることから、令和10年4月の予定としたいと存じる。6、学校再編整備後の通学路（案）と安全対策について、4ページの図にある黒線矢印及び破線矢印が、統合後の通学路と見込んでおり、安全対策について、今後、警察、道路管理者等との協議をしながら、保護者や地域住民の方々をメンバーとする学校適正配置検討会議において意見を聴取するなど、必要な対策を検討していく。対象校並びに再編整備後の児童数、学級数の見込みについて、5ページに各々の小学校の推計を記載している。

1、今福小学校は、現在、全学年単学級で115人となっており、今後も全学年単学級となる見込みである。2、放出小学校は、現在598人、18学級と適正規模である12から24学級の編成であり、今後も同様の状況が続くものの、少子化傾向に起因して、児童数は減少傾向となると見込んでいる。3、学校再編整備後の小学校の児童数、学級数の見込みについて、現時点においては、学校再編整備時の令和10年度は643人、21学級を見込んでいる。8、その他として、再編整備計画案を作成するにあたり、令和2年度より、各小学校区の地域住民や在籍児童の保護者等を対象として、学校適正配置の考え方や本計画案について、ご説

明の機会を重ねてきたが、そこで聴取したご意見も踏まえ、円滑な学校運営をしていくための対応等について記載している。

本議案をご承認いただいたら、計画の公表及び学校適正配置検討会議を開催し、地域の皆様よりご意見を頂戴しながら、よりよい計画の実施に向け進めていきたいと存じます。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 令和2年度からこの間、関係の皆様方と協議を重ねて、今回の計画案の提出に至るということでございます。今後、先ほど区担当教育次長からございましたように、検討会議を置くなど、しっかりと意見も聞いて、丁寧に進めていただけたらと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第5号「令和5年度全国体力・運動能力運動習慣等調査」【大阪市の結果】について」を上程。

松田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

調査は、実技と質問紙に分かれている。実技については、握力、上体起こしなどの8種目について小学校と中学校に分けて評価基準を設定している。質問紙等については、児童生徒向けとして、運動時間や習慣等を尋ねて、学校に対しては、体力運動能力向上に向けた目標設定等について聞いている。

資料4ページは、令和5年度体力合計点の結果である。8種目の合計点について、本市と全国の比較をしている。本市は、合計点の推移という点では、全国とおおむね同傾向にあるものの、コロナ以前の水準には至らずという結果になっている。全国との差という点では、小学校の方が中学校より大きいという状況となっている。

体育の授業時間を除いた1週間の総運動時間について、令和3年度、コロナ禍を底辺値として、回復基調にはあるが、小・中学校ともに60分未満の割合が最も高く、全国を大きく上回る結果であった。小学校では時間が増すごとに減少しているが、中学校に関しては、中ほどでグラフが盛り上がっている。他の部分は、およそ1週間の運動時間が10時間のところもあり、運動部活動の影響と考えている。ほかに、総合時間の長い小学校においては、運動習慣の設定や放課後の校庭開放、中学校においては、昼休みの体育館の開放といった

運動時間の確保に工夫があった。

続いて、児童生徒への質問紙についてである。肥満傾向や睡眠時間、朝食、スクリーンタイムといった生活について、国と比較をしている。肥満傾向や睡眠時間については、改善が見られるが、朝食やスクリーンタイムについては、まだまだ改善の必要性があるという結果である。「体育の授業に進んで参加している」という肯定的に回答する児童生徒の割合は、8割以上である。また、体力運動能力の向上の取組について、前年と比較をして増えたと回答する割合も増加していて、学校としては、子どもの体力向上に向けて意識して取り組んでいるということが伺える。授業の工夫や改善について、児童生徒に対して「体育の授業は楽しいですか」と質問したところ、小学校の男女においては、9割前後、中学校の男子においても9割近くが、肯定的な回答をしており、ほぼ全国と同様の傾向である。また結果を踏まえた取組の実践については、小・中学校ともに意欲的に捉えている点で全国を上回るなど、年間指導計画や授業等の工夫・改善に取り組んでいただけていることが伺える。

以上の結果を踏まえて、教育委員会としては、教育振興基本計画に基づく、「子どもの体力づくり強化プラン」を推進してまいる。内容については、子どもたちの運動機会を増やし、運動意欲を高める取組、とりわけ教員向けの研修会をスポーツ担当の力をお借りして実施してまいる。また、家庭や地域が協力して、子どもたちの意欲や運動習慣の向上に結び付けられるように、イベントの作成や関係局区等と協力しながら、トップアスリートによる夢事業などを推進して、スポーツに関わる機会を提供してまいる。また各区においては、体育インストラクター事業や運動能力向上サポート事業など、様々なプログラムを実施していただいている。学校としては、学校内外で体力結果の情報共有、また、課題の分析、工夫・改善などを、また、保護者への啓発を続けてまいる。さらに対応として、令和5年度から実施している、小学校3、4年生の新体力テストについては、体力向上につながるように定着を図ってまいる。幼児期においては、リズム、バランス感覚を、またゴールデンエイジと言われる9歳から12歳においては、運動の技術、13歳頃からは筋力や体力を伸ばすなど、時期に応じて、意識的に運動することが大事と聞いている。学校と地域が連携して、そういったことにつながるよう、引き続き努めてまいる。別紙として、都道府県、指定都市との体力結果の違いの結果を配付しているので、またご覧いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 4 ページのところの質問ですけれども、大阪市が全国平均と比べて少し低くなっていると。それに対して、最後のところで、「子どもの体力づくり強化プラン」等で改善していくということですが、この全国に比べて低いという、その原因というのははっきり分かっているのでしょうかというのが一つ目の質問です。

【松田学校力支援担当部長】 全国との平均につきましては、別紙の表をお配りしておりますが、地域の規模別というところで、大都市部、中核市、町村といった部分で規模に応じまして比較をしております。全国のほうは全部合算でございますけれども、おおむね大都市部のほうが低いという経緯がございまして、やはり運動の機会とか、そういった習慣の問題だと思っています。この点につきまして、いろいろな方法論を使いまして、改善を図るよう尽くしていこうと思っております。こういった部分の環境の問題も大きくなってきたと思います。

【赤木委員】 あと学力もそうですけれども、家庭の経済格差が学力に影響を与えるということもあると思います。体力においても経済的に余裕があれば、スイミングスクールであるとか、そういうスポーツ系の習い事もできるなど、都市部においては、運動するところがないということに加えて、より格差がはっきりしていて、そういう家庭に余裕のない子どもたちも地方に比べて多いのかなと思うのですけれども、そういうところも関係しているのでしょうか。

【糸山首席指導主事】 別冊資料の37ページに、「地域のスポーツクラブに入っていますか」というような質問がございまして、大阪市では、小学校の男子・女子は、「入っている」というところにつきましては、全国よりも少しだけ少ないというような結果でございます。同様に、中学校では、55ページの「所属していない」というところにつきましては、大阪市のほうがやはり少し多いというふうにありますので、スポーツクラブに入っているかどうかということにつきましては、全国と比べると、入っていない児童生徒が少し多いというような感じですが。

【赤木委員】 やはり家庭環境とも関係しているのかもしれないと思うのですけれども。それともう1点ですけれども、議案書6 ページ、7 ページで生活習慣についてアンケートを取っていただいている、7 ページの朝食について「毎日食べる」というところですが、これは、何でも学校でやりなさいというものではないと思います。肥満や睡眠時間もそうですけれども、こういうところは学校がするのには限界があります。朝食については、ドイツの件を言いますけれども、外部のNPOなどが入っていて毎日朝食を提供してくれます。

それは資格とかではなくて、誰でも食べていいよということです。それをクラウドファンディングでNPOがやっているのですけれど、そういう学校以外のところに協力をしてもらって朝食を提供するとか、すぐにどうなるものでもないと思いますが、そうしないと、朝食を食べたほうがいいですよと指導をするだけではどうにもならないというところがあります。朝食を毎日食べるということが、中学校になると少し減ってくる、特に中学校2年生の女子が減ってくるというのは、ダイエットとか、何かそういうのがあるのかなと思います。学校でするには少し限界があるのかなと思います。長い目でご検討いただけたらと思います。

【異委員】 議案書4ページの体力合計点の経年比較のグラフがすごく分かりやすいと思ったのですが、コロナ禍、この令和3年、4年、5年ですね、この中でやはり運動をしなかったら体力は落ちる、その前は維持できているということで、非常に分かりやすく証明された近年の結果と思っています。以前から言っていたとおり、体力テストを上げるというより、やはり子どもたちに今後必要になってくるのが恐らく持久系、強くたくましく生きる力、体力がなかったら何でも精神的にもつらくなってしまいますので、ここでいう20メートルシャトルランや、そういったところを強化するのがいいのかと思っています。ただ単に、体育の時間に走るだけとかは全然面白くないです。この前視察したときに、縄跳びも運動場で子どもたちが元気にやっていました。縄跳びを続ける、鬼ごっこをする、そういったことで、遊びの延長で、こういう持久系のトレーニングというのは小学校・中学校で非常に有効的なのかなと思っています。別冊資料が80何ページとありましたが、体力向上委員会、今もそういう名前なのは分からないのですが、一緒に共同で取り組んで出されているものなのではないでしょうか。

【糸山首席指導主事】 これに関しましては、子どもの体力向上推進委員会にも諮りまして、また推進委員会では、また別に少しプラスアルファをして報告書をまとめていきたいと思っておりますが、一旦はこの大阪市の結果でございますので、今回につきましては、抜粋してご説明させていただいているとお考えいただければありがたいと思います。

【異委員】 また別にそういったものがあるということですね。あと、別冊資料の81ページに、保護者へ配布するというもので、なかなか家では、塾などに行って自分の子どもの学力や偏差値とかを見る機会は多いと思うのですが、子どもたちの体力の結果や傾向とかは、なかなか目にする機会がないので、こういう保護者に対してのチラシ配布など、やはり学校だけではできない、取り組めないことだと思いますので、家庭も知っても

らって、一緒に共同で取り組むということは大事なので、やはりこういう81ページみたいなものは大事だと思っています。先ほど赤木委員がおっしゃっていた、ちょっと回答の補足にもなりますが、大阪市は、習い事や塾代の助成が小学校5年生から中学校3年生までありますよね。それは塾だけではなくて、スイミングや、バスケとか何でもいいのですけれど、経済的に少し大変な家庭、大体約5割が対象とされています。それを大阪市はすごくバックアップしてくれていますので、そういうものを活用して、クラブに行ったりしている子どももいるのではないかなと、どれくらいの割合で塾に行かれているのかは分からないですけれど。そういった制度もすごくありがたいと聞いています。あと一つ、子どもたちがやはり楽しく運動をしないと続かないと思いますし、動機づけにもならないので、今回、大阪府と連携して、3年生、4年生から体力テストを実施するということですが、正直体力テストは全然面白くないです。やはり体育の時間でも、何か子どもたちがもっとやりたいなとか、これ楽しいなとか、その延長で自主的にも取り組めるような活動にしていかないと、何かテストだけのテストというのがね、子どもたちにとって何かそれが苦痛になったら、ちょっとかわいそうだなと思いましたので、楽しく運動ができる、当たり前のことなのですが、仕組み作りというのが大事かなと感じました。

【松田学校力支援担当部長】 別冊資料の30ページに、「授業以外でも自主的に運動やスポーツをする時間をもちたいと思いますか」という項目があります。「思う」と回答した児童生徒を対象に、「運動したいと思う」理由について聞きますと、もちろん「好きだから」というのがあるのですが、もちろん「あまり思わない」と回答した児童生徒対象に「どうしたらいいですか」「今後どのようなことがあれば運動したくなると思うか」と聞きますと、やはり「自分にあったスポーツがあればいいな」とか、「自分のペースでやりたいな」というお答えが大きいです。つまり、そういったあまり運動が得意ではないタイプにつきましては、そういった種目の選定とか、ペースに合わせた指導などがあればいいのかなとありますので、こういった部分も踏まえながら、取り組んでまいりたいと思っております。

【大竹委員】 スクリーンタイムの関係ですね。スクリーンタイムと学力というのはいろいろ検討されて結果がでていますが、このスクリーンタイムと体力の相関関係というのは、何か調査したようなものはありますか。

【松田学校力支援担当部長】 国のほうでは、相関関係はあるだろうというような推測をしております。また実証的にも関係があるような、データの関連があるように見受けられます。

【大竹委員】 そこには何かあるということだとすると、そのスクリーンタイムというのが、学力なり、日常生活なり、体力なりといろいろな面で、児童、生徒の発育について、影響があるならば、スクリーンタイムを抑えていく必要があります。体力だけではなくて、学力・生活習慣という意味で効果があるとすると、今やっているいろいろな制度、あるいは、児童自身でどういうふうにするかということを含めて、このスクリーンタイムを少し減らしていくことを積極的にやっていただければありがたいです。

【森末委員】 議案書を見ていて、少しなぜかなと思ったのが、4ページと5ページの比較ですね。5ページは、1週間の総運動時間ということで、グラフを見てみると、大阪市のほうが中2女子は大体同じですが、小5男子・女子、中2男子については、1週間の総運動時間を上回っていますよね。だけれども4ページの体力合計点で見ると、いずれも点線である全国のほうが上回っていて、大阪市が下回っている。少しの差ですからね、あんまりどうかとも。でも、いずれの年でもそういうふうになっていて、これをどう読み解くのかなということがありますよね。近くに書いてあるところによると、要するに、60分未満の人が大阪市は多いので、それが足を引っ張っているという分析、まずその点はそうなのでしょうか。

【糸山首席指導主事】 時間につきましては、60分未満が非常に高いのですけれども、特に中学校の女子が一番分かりやすいかと思いますが、ちょうど部活動等が影響を受けるところでは、棒グラフの縦棒が右側のほうに少し寄っている傾向があります。ですので、確かに60分未満が多いのですけれども、部活動等での影響かと思います。運動している子も非常に多いということで、二極化という表現をさせていただいております。

【森末委員】 そうすると、下の表5ページの1週間の総運動時間の棒グラフが大阪市ですね。

【糸山首席指導主事】 はい。

【森末委員】 中2の女子の棒グラフを見ると、900や1,000とかその辺りがぼんと抜けている、そこで上回っているから上の体力合計点では、逆にほとんど下回っているのか、ちょっとよく分かりません。こんがらがりましたね。要するに、運動時間は大阪市のほうが5ページの総運動時間のグラフの小5男子と小5女子とかありますでしょう。これと下の1週間の総運動時間、これは、どう関係するのでしょうか。

【糸山首席指導主事】 上のグラフは、平成30年度からの総運動時間のグラフでございます。下のグラフにつきましては、令和5年度段階の生徒の1週間の運動時間で、それ

どれ何分未満というのが、割合で示されたものですので、令和5年度、中2でしたら、先ほどおっしゃっていただきました全国と同じぐらいの値なのですけれども、高い生徒と低い生徒が両方いるので、平均すると全国と一緒にぐらいの値になるということでございます。

【森末委員】 そこが分かりにくいです。逆に分かりやすいのは、総運動時間のグラフで、小5男子で見た場合に、大阪市のほうが令和5年606.9で、全国は544.6ですよ。かなり上回っていますよね。

【糸山首席指導主事】 はい。

【森末委員】 にもかかわらず、4ページの体力合計点の経年比較の、小学校男子の令和5年を見ると、これは小5男子だけではないという意味ですか。その52.6で全国を上回っていて、大阪府は51.1と1.5ポイント下回っていますよね。逆に言うと、総運動時間はかなり引き離しているのに、体力合計点が1.5ポイントも下回っていると、ここは多分有意性がありそうなポイントですけれども、これをどう読むのかというところを教えてください。

【松田学校力支援担当部長】 総運動時間では市の方が多いのに、合計点が低いという点でございますね。授業時間を除いた運動時間としては多いはずなのに、体力合計点というポイントが低いという点につきましては、一概にその運動時間の量が平行になっていないという結果だと思っています。その辺りの理由というのは、ちょっとこれはいろいろな理由があると思いますので、一概には言えないかなと思っています。

【森末委員】 分かりました。だから明確に分析できないという答えでいいですね。私がちょっと読み間違えたかなと思いましたが、そういうことですね。分かりました。最後議案書の10ページで、子どもたちの運動機会を増やしましょうということになっていて、それは増やすほうがいいのは間違いないですよ。それが得点に結びつくかどうかは別としまして。ただ、ポツポツポツと（プラン内容）の星印と四つの項目のこの目標が、要するに運動量を増やしましょうという目標があって、四つの項目は、ポツポツポツは、具体的にどうしましょうかという方法でしょうね、教員の指導力を向上させるとか。この四つの項目のポツポツポツをした場合に、運動機会が増えるのかなというか。最後の関係局等と協力したスポーツに関わる機会の提供は、確かに機会を提供するのですけれども、何かそのつながりがよく分からないねという。研修したからといって、子どもに授業時間以外にさせることができるのかとかいうことが少し疑問に思いましたので、その辺りはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

【糸山首席指導主事】 ここの部分につきましては、授業も含めたということでお考

えいただき、教員の指導力を高めることによって、運動機会というよりは、運動の意欲を高めるような、そういう指導ができるように研修を行いたいと思っております。

【森末委員】 なるほど。ちょっとすみません。議案書の5ページに戻ります。要するに、中学校は二極化していますよと。部活動をする人はばんばんしていて、かなり1,000ぐらいまでいっている子もいますよね、棒グラフの方がね。だけど60分未満の子も多いというように二極化していますね。これを解消するにはどうしたらいいかということで、部活動をするとなると、もう週4とか週5とか、対外的な試合があるとかね。だけど、そういう部活動には入れないよ、そこまでガチな部活動はできないよと、本当は週1回でも週2回でもバドミントンでもして遊びたいなと思っていても、それは入れない状況なのですね、恐らく。入ったら週5回、週4回しないといけませんから。そういう意味では、部活動を、外部委託とか外部に出すということももちろんありますが、その前にいつも言っていますけれど、部活動の時間を全体的に減らすとかね。減らした上で、みんな参加できるようにするとか、そういうことも少し考えていかないといけないのかなと。そうすると週1回でも、部活動をね、卓球やります、バスケットやりますとか、ちょっと楽しくできる。全国大会で勝つとか言い出したら、もうそんなところには私は行けませんということで、60分未満になってしまう可能性もあるので、そういうことも踏まえて考えていただきたいというのが、10ページの最後に絡めた説明です。

【松田学校力支援担当部長】 ありがとうございます。部活動のあり方といたしましては検討していますので、そういったマルチな活動とかですね、あるいは緩い部活動とかも含めて検討してまいります。

【平井委員】 小学生が1万5,000人で、中学が1万8,000人程度の抽出調査ですか。

【糸山首席指導主事】 全員の悉皆調査でございます。

【平井委員】 大阪は、海外ルーツの児童・生徒が増加しています。アジア系が多いようですが、例えば、中国の生徒ですと、一時、ゴールデンセブンと言われたかつての日本のように、朝早くから夜遅くまで勉強しているため、体力が低下しているとも聞きます。国によって習慣が異なるのは当然ですが、知徳体のバランスを前提に対応を考える必要があると思います。在籍する児童・生徒の実態を十分に把握されることが求められます。4月からは週末の地域移行も始まります。体を動かすことの意味を今一度、指導していく必要があるのではないのでしょうか。ある大学の教員が地域移行について推奨されてはいるものの、現場にまで十分落とし込めているのかとコメントしている記事を見たことがあります。

す。その方は確か、学校によって特定のクラブは従来の形とは言わないけれどもそれに近い形のものでいいのではないかというように述べられていました。いずれにせよ、子どもたちが楽しみながら体を動かし、その先には何かプラスがあるような、そういったアドバイスをしてほしいものです。

【多田教育長】 今日この報告では、コロナ禍を経て、大阪の子どもたちもまた全国の様態も踏まえて様々な課題が出てきたということで、明らかになってきたのかなと思います。また今日、今後の検討なり具体的な現場の実践に向けた、本当に貴重なご意見もたくさんいただきましたので、それを元に、今後の取組の中で一旦まとめておられますけれども、また検討の場が別にもあるということですので、そこでしっかりと議論をして、現場と認識を密にして取り組んでいけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

報告第6号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は昨年8月から12月にかけて受け付けた、5名からいただいた計5件の意見・提案についてご報告申しあげる。

番号1の意見・提案について、人事異動の内示の連絡方法に関するもので、人事異動の内示の日に異動となる教員を受け入れる側の校長が、送り出す側の校長へ電話で連絡を取るため、その電話を職員室にいる別の教職員等が受け、結果として、周囲に人事異動の情報が分かってしまう状況があることから、電話による連絡を止めて、教職員用のポータルサイトであるSKIPポータルなどを使っての連絡に切り替えてはどうかといったご提案である。教育委員会の見解案としては、人事異動の内示については、当日SKIPポータルの文書連絡機能と帳票配信により、管理職に通知し、内示の内容については、本人のみの取り扱いとすることや、他校へ連絡を行う場合の解禁時間などについても指示をしているところである。今後も内示の通知文において、改めて情報管理の徹底をお願いするとともに、内示後における学校間及び本人に対する連絡手段として、新たにSKIPの個人連絡機能の積極的な活用を促すなど、管理職に対して注意喚起をしていくことを記載している。

番号2の意見・提案は、学校給食の民間委託業者に関するもので、給食の業者が変わり、食器の枚数誤りや作業の遅延等の問題が起こっていた中、昨年12月に報道発表にもなった

卵の加熱不十分という事故が発生したことや、それらの問題発生により、学校現場に負担をかけている状況について、早急に対応してほしいといった内容である。教育委員会の見解案としては、新しく変わった業者へは、事務局から丁寧な説明を行うほか、関係校への説明とマニュアル配布等も行っており、教職員の負担軽減に努めていること、また、安全管理面での指導においては、学校管理職より、事業者の業務責任者に行うとともに、事務局担当者からも行っており、事故が頻回する問題のある業者には、粘り強く指導を行っていることを記載している。さらに報道発表のあった対象事業者においては、令和4年度、5年度において、催告業務改善指示を複数回行っており、過去の指導により改善した事例等も踏まえつつ、引き続き改善指導を行っていくことについて記載をしている。なお具体的な対応策としては、学校給食調理業務の受託者の決定においては、低価格による入札が増え適正な履行が確保できず、質の低下につながることも懸念されることから、本市のほかの委託業務に関する事例や、ほかの自治体の学校給食調理業務に関する事例なども参考に、よりよい調達の実現に向け検討していくことについて記載している。

番号3の意見・提案は、教育情報ネットワークにおける定期的なパスワード変更の設定は業務に支障を来すため、総務省の国民のためのサイバーセキュリティサイトを引き合いに出し、この見解に合わせ、定期的にパスワード変更を求めるシステムを撤廃してほしいといった提案である。教育委員会の見解案としては、国のガイドラインでは、パスワードの定期的な変更時に簡易なパスワードに変更する傾向が高く、セキュリティ対策としては効果が薄いため、想像しにくいパスワードを設定した上で、流出時に速やかに変更することが推奨されている一方で、パスワードの定期的な変更をしない場合、流出時に気づかず被害を受け続けるといったリスクが懸念されていることから、教育情報利用パソコンについては、要綱においてパスワードを定期的に変更することを定めていることについて記載している。なお、具体的な対応策では、校務系ネットワークのパスワード運用ルールについては、令和6年1月から定期的なパスワード変更の期間を90日から190日に延ばし、利用者負担の軽減を図っていることについて記載をした上で、今後も国、自治体、民間の動向やリスクを総合的に勘案し、パスワード運用ルールを含めたセキュリティ対策について次期ネットワーク更新を見据えて、検討を進めていくことについて記載している。

番号4の意見・提案は、SKIPポータルのメールやOutlookを使って、学校運営支援センターや事務局の担当課などへ提出書類を提出しているが、業務システムの文書起案システム文書送付機能があるので、それを利用した提出に統一してほしいという提案である。教育

委員会の見解や具体的な対応策としては、学校の負担を軽減するため、令和4年7月に通知文書及び照会・調査文書等を送付する場合の取り扱いについての事務連絡により、事務局及び各校園長宛て、一定のルールを定め周知をしている。提案いただいた業務システムの文書起案システム文書送付機能については、收受フォルダが一つしかないため、照会に対する回答に使用すると、收受した側で回答の整理が非常に困難になる。ただ、申請や報告書等の件数が少ないものについては、文書送付機能の使用が有効な場合もあるため、年度末に文書送付機能に関する周知を局内で行えるよう検討していくこと、また再構築に向けて、学校へのニーズに応じたシステム構築を検討していくことを記載している。

番号5の意見・提案は、見積業務を行う際に使用する見積もり業者リストに関するもので、見積もり業者リストには、業者のメールアドレスの記載がないことから、メールアドレスの掲載を要望する提案である。教育委員会の見解案としては、今年度より各共同学校事務室単位で見積もり業者リストを作成し、管理及びメンテナンスを行っていることから、令和6年度の1学期中に共同学校事務室を通して、学校の使用実態、ニーズ調査等のヒアリング等を行い、メールアドレスの掲載について進めていくことを記載している。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 2点ありまして、まず1点目は、2番目の学校給食ですけれども、今後の具体的な対応ということで、この受託者の決定にあたっては、過去の不適切な事例があった業者を除外するとか、あるいは価格の決め方についても、単に価格だけではなくて内容についても項目を検討していくということで、これはこれで結構なのですが、現にトラブルを起こしている給食の提供事業者に対して、1回目、2回目は、催告なりあるいは改善を求めるといってもいいと思いますが、やはり何回か起こしたらペナルティーを加えるような、そういったようなルールが必要ではないかという感じはします。一般的には、国や自治体が発注するいろいろな建設工事などでも、あるところで品質管理が悪かったり、あるいは事故を起こしたりすると、指名停止をします。また、何回かあったら指名停止期間が延びるとかですね、そういった契約中でもペナルティー条項ってあると思うのですよね。新たに入札をする際に考えるというのはいいけれども、その入札の時期ではないときに業者にどう改善を促していくかは、やはり何かペナルティーがないと駄目ではないかということも感じられますので、そこは検討していただければありがたいと思います。あと2点目はですね、これは全項目について当てはまるのですが、「検討します」、「こうい

うふうにします」という回答について、いつ頃までにと期限を入れていただけるとありがたいと思います。ただ、検討がその時期にできないということが内容によってはあると思うので、その時期については、こういう理由でここまで検討したけれど間に合わないのでは、またこうしますというふうに言えばいいと思います。具体的な対応策については、極力考えられる範囲で検討や対応の期限を入れていただければありがたいと思います。

【松浦政策推進担当部長】 検討期限の明記につきましては、今後させていただくように調整してまいります。

【上田保健体育担当課長】 ただ今、給食業者に関わってご指摘のありました件ですが、この当該業者の事故ですとか、契約内容に違反する事実については、学校からも報告を受けておりますので、現状はその事実を積み重ねているところです。その中で、契約に基づきまして、こういったような対応が、厳格な対応ができるのかということにつきましては、リーガルチェックも受けながら、局内での関係部署、それから、他局で契約制度を所管しております部署などとも相談しながら、現在検討しているところです。方向性が決まりましたら、なるべく早い時期に具体的な対応ができるものについてはしていきたいと考えています。それから、入札制度の変更時期ですが、これもなるべく早い時期に変更したいと考えております。給食調理業務に関しましては、おおむね例年6月頃と2月頃に入札を実施しております。現在、できれば次の6月をめざして制度変更したいと考えているところではありますが、ちょっとその辺りも関係部署と協議をしているところですので、こちらの回答に具体的な時期をお示しできなかったという次第です。ただ、そういったことも記載できるものについては、現場の理解が得られるように、しっかり記載していきたいと考えております。

【赤木委員】 1番の件ですけれども、非常にちょっとお粗末だなと思います。大学でもいろいろなシステムが入ってきていて、ファイルシステムが変わるごとに研修が行われて、それでも正直言って混乱しています。管理職に対するこういうポータルサイト・グループウェアの使用について研修は必ず行われているものなのではないでしょうか。それと3番もそうですよね。この情報ネットワークに関する研修とか、それと5番もお粗末なのですけれども、業務メールアドレスが欲しいみたいな、FAXじゃないといけないのかというのは、ちょっといつの時代かなと思います。1番もそうですけれど、電話でかかってくるみたいな。情報ネットワークとか、グループウェアとかに関わっての、管理職だけではなく、教員とか職員に対する研修というのはどのように行われているのか教えていただきたいと思

います。

【上野教育ICT基盤担当課長】 教育情報ネットワークの研修につきましては、マニュアル等を業務システムで公表しております。そのマニュアルについてきめ細かく記して周知させていただいているところです。また、新任の方については、必要に応じて担当で行っている研修を行わせていただいているところです。いずれにしても、いろいろなシステムがありますので、きめ細やかに研修ができるように今後考えていきたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【多田教育長】 1番の人事異動の内示内容のやり取りですとか、これは過去の慣例もあるのですが、今システム化がされていて、本来はそのシステムを活用して取り組むといえますか、実施すればいいのかなと思うのですが。ちょっとその辺りのルールなり、その徹底については、しっかり今後やっていけたらと思います。

【異委員】 番号で言いますと、2番と5番です。大竹委員と少しかぶってしまうところもあるのですが、入札制度についてちょっと質問ですけれど、やはり学校内に入っているのか、給食業者との連携や信頼関係とか、その辺りが結構大事になってくるのかなと思います。具体的な対応のところに、これまで価格のみに着目してきたということも書いてあるのですが、こういう学校の評価や学校からの声とか、全てではなくてもそういうのが今まで全く取り入れられてなかったということなのではないでしょうか。1円でも安いところが落札するというような形だったのですか。

【上田保健体育担当課長】 学校からの声というのは、年に2回ですね、民間事業者を評価する機会というのを設けております。それを受けて、その結果を民間事業者に提示し、改善を求めていくというようなことをしております。ただ、入札業者の決定に際しまして、学校からの声を反映するということになるのと、既存の業者は学校の評価があるけれども、全く新規で入ってくる業者が学校の評価がない状況になりますので、入札条件の公平性の観点から、そういったような既存契約の学校の評価を新たな入札を実施する際に取り入れることができるかどうかというのは、契約制度の所管局にも確認しながら検討したいと思っております。

【異委員】 ここに書いてあるとおりで、教頭先生になるのか分からないのですが、本当に余計な業務が増えてしまうということがあると思うのです。というのは、この方とは全然違うと思いますが、私は昨年、現場の校長先生から全く同じような内容の相談、

悲痛な思いをお聞きしたことがありました。本当にいい業者さんに変わればいいのですが、今まで業者とすごくいい連携をしていて、良好な関係を築き上げていたにも関わらず、そういう予算だけで業者を変えられて本当にまた現場の先生が、一から大変になってしまったという話を聞きました。同じような思いをしている学校が複数あるのかなと思いました。どういう形か分からないですけど、ぜひ学校現場の声というか、今まで築き上げてきたところも大切にしていってほしいと思います。次に5番ですけども、もう本当に今時FAXなんてありません。私もたまに某市役所で出欠をFAXで送ってほしいとか言われるんですけど、印刷してFAXが家にないので、FAXがあるところに行くのが本当に大変です。これの具体的な対応で、教育委員会の回答としてもメールアドレスの掲載について検討を行いますとなっていますが、検討するほどのことでもないと思います。掲載したらいいだけの話ですので、先ほどもありましたが、検討が好きですよ。ではなくて、できることはもうやりますというふうに、すぐに変えたほうがいいと思います。そんな難しいことでは絶対ないと思いますので、すぐにするというようなことで動いてもらえたらと思います。

【多田教育長】 ありがとうございます。今ご指摘いただきましたように、すぐできるところは、今日の内容で少し改めて見つめ直しまして、実務的にも対応可能なところは、早速取り組むということで進めさせていただけたらと思います。

【平井委員】 給食業者の提供する質はいかがですか。改善点等があればアンケートをとるなどして具体的な対策を講じる仕組みを作っておいた方がよいのではないのでしょうか。人手不足の問題もありますから、理想形にはならないと思いますが、定期的にチェックすることが必要だと思います。

【上田保健体育担当課長】 今のご質問ですけども、給食業者の質は下がっていないかというところですが、もうここ10年以上、民間委託を進めてきております。当時から、調理事故というものがありましたので、一概に以前より質が下がっているということは申しあげることにはできないかなとは思っています。ただ、昨年のことですが、広島県に本社を置きます給食業者が、突然倒産いたしまして、全国各地の学校給食を含む、学校での食事の提供が止まるという事象が出ておりました。そのニュースに際して情報を見ますと、やはり物価高騰の折に人件費も高くなってきていて、なかなか人手の手配が難しかったというようなことを、その業者、関係者もおっしゃっていたようなことをニュースでも拝見しました。そういう意味でいうと、なかなか業界全体として人材の確保というのは難しくなっ

ているのかなと考えております。ただ、そういった中にありましても、やはりあの健全な業者さんというのももちろんいらっしゃいますので、契約内容を適正に履行できない業者につきましても、平井委員からもご指摘がありましたとおり、具体的に、実際にちょっと目に余る事象については、こういうことをいつまでにしなさいというようなことで文章による指示も出しながら、改善を図っているところです。引き続き、そういったことを取り組みまして、安全安心な給食の実施に努めてまいりたいと考えております。

【平井委員】 質を最優先して業者を選びたいところですが、双方の連携を密にして対応していくしかないような気がします。食育は重要な教育実践でもありますので。

【森末委員】 今、平井委員がおっしゃったことでもう質問がなくなってしまったのですけれど、契約書の中で解除条項や違約金条項とかはあるのでしょうか。

【上田保健体育担当課長】 解除条項はあります。ただ、催告をした上でということになっていきますので、もう既に催告も実施しておりますが、催告した上で一定の改善、催告で求めたことをあちらのほうに対応すれば、もちろん変えるということとはできないということになっております。あと食中毒などが発生すれば、それはもう催告なしに即時に変えるというような、そういった条項になっております。

【森末委員】 違約金はどうでしょうか。

【上田保健体育担当課長】 違約金についても、損害賠償請求はできることになっております。

【森末委員】 解除したときに、こちらに損害があれば損害賠償できるというのは民法でもあるのですけれど、さらに違約金をつけておくというやり方もありますよね。そうすると、その損害をこっちが証明しなくてもその分はペナルティーとして取れるという、大竹委員がおっしゃったような、ペナルティーという意味ではね、最後の脅しになるのかなと思います。ただ、平井委員がおっしゃったように、契約を切ってしまうと次の業者はどうするのかという話になってきて、実際困っていますよね。切ってしまったら、随意契約で選ばないといけないし、給食を止めたら生徒や保護者にも迷惑がかかるということで、なかなかその伝家の宝刀が切れないということになるのですけれど。ただとはいえ、それが切れないとなると、業者のほうもやりたい放題、言い方は悪いですが、言葉ではすみませんと言いながら、どうせ伝家の宝刀は抜けないよねということになったら、やはり言うだけで改善しないので、そこも難しいですね。それについては、違約金を書いておけば、本当にやられたら、契約がなくなる以上に痛いよねということで、多少矯正はでき

るのかなと思うので、その辺りをご検討いただいたらと思います。

【多田教育長】 今日ご報告した案件につきましては、進め方の中ですぐにできるもの、そこは整理をさせていただきたいと思います。また、給食の事業についてのご意見の中にもありましたように、いろいろな影響もある大きい事業でもありますので、そのところはリーガルチェックなどもしながら、適切に進めていけたらと思います。

議案第19号「全市共通目標の見直しについて」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

これまでは、教育委員会から小学校は10個、中学校は9個の目標項目を指定し、目標の数値を学校で決めており、今回大きく見直しをしたいと考えている。全市共通目標は平成29年度より設定し、令和4年度以降の全市共通目標は、現行の教育振興基本計画の目標達成に向けて設定している。その課題と改善策について、事務局では、全市共通目標の管理及び教育振興基本計画、局運営方針の進捗管理を行っているが、学校現場の状況として、全市共通目標を設定していることにより、教職員の中には全市共通目標のみをめざすべきものとして認識している傾向があるように伺える。この傾向から、次の2点を課題として捉えた。1点目は、教育振興基本計画の目標及び施策目標を教職員に周知をする必要があること、2点目は、教育振興基本計画の目標及び施策目標の認識が低いことから、日々の業務と教育振興基本計画の接続性が低いことである。また、学校現場からは、年度によっては全市共通目標で設定された項目よりも、学校や子どもたちの実態や状況による課題があり、課題の優先順位に合った学校運営を進めていきたいという意見もある。この2点の課題と学校現場の意見を踏まえた改善策として、1、教育振興基本計画の目標及び施策目標のうち、学校に係る目標を本市及び各学校がめざす方向性とする、2、教育振興基本計画の目標及び施策目標を見える化し、教職員に教育振興基本計画についての意識を持ってもらうことと考えた。具体的な案としては、教育振興基本計画に係る本市及び学校の状況にかかるシートを作成し、それを活用することで、令和6年度全市共通目標に代わるものとした。シートには、教育振興基本計画が掲げる目標項目と計画の最終年度である令和7年度の目標値、教育委員会事務局の局運営方針で掲げている令和6年度の目標値、令和5年度の市全体の実績値がある。また、シートの一番右には学校の状況として、令和4年度及び5年度の学校の実績値を記載する。先ほど申しあげた課題1の改善策として、学校ごとにこのシートを作成し、各学校はこのシートで本市のめざすべき方向性を意識し

て、これをもとに学校長によるマネジメントを強化し、学校運営を進めていただく。学校現場の意見と課題2の改善策として、このシートを活用して、大阪市全体と各学校の状況等を比較、分析し、教職員にも周知共有した上で、学校等の実情に合わせた目標を各学校で設定することで、教育振興基本計画に合った接続性のある学校運営が可能になると考えている。さらに各学校の運営状況については、各学校の運営に関する計画とともに、こちらのシートを活用することで、学校、事務局、区の教育担当の三者の進捗管理が統一され、本市教育行政として一体的にPDCAサイクルを行えると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 子ども基本法が実施されます。例えば、生徒の意思表明権とか、能動的権利などがあります。このあたりも落とし込んでおく必要があります。学校評価などに盛り込んでおくことも検討事項です。

【松浦政策推進担当部長】 シート自体は振興計画そのものになっていますので、別の形で何ができるか、少し考えさせていただきたいと思います。

【大竹委員】 質問ですが、これは学校評価としてこの表でどのような活用になっていくのでしょうか。この全市目標あるいは学校の目標について、学校ごとの評価というのは何かこれに基づいてされるのですか。

【松浦政策推進担当部長】 基本的には、各学校で運営に関する計画というのを定められておきまして、それをもとに学校評価をやっているのですけれども、その中に、例えば、このシートの中で自分の学校はここを重点的に取り組みたいという項目があるのでしたら、その項目を運営に関する計画の目標値として設定をしていただくというような形ですね。これまでは、この3ページ、4ページにありますような目標値をその運営に関する計画に必ず載せるということで評価を行ってきたのですけれども、これを固定ではなくて、各学校の実情に応じて、しかも教育振興基本計画全体を見渡していただいて、しっかり学校で議論していただいて、どこを重点的にやっていくかというのを各学校で話していただく。それを評価していくと考えています。

【大竹委員】 学校ごとにいろいろ弱みを強くしていく、あるいは強いところを伸ばそうという、それぞれの学校園の運営方針がありますから、それは良いと思いますが、最終的に学校評価をするということになると、いろいろな学校でそれぞれの立場で違った項目を挙げてくるということになってくると、よくよく最初の運営目標をしっかり教育委員

会と学校園とでよくやり取りをしておかないと、次の評価のときに困ってしまうと思います。簡単に達成しやすい、そういう評価がよくなるような項目を挙げられても困るので、それぞれの自主性でやるということは非常に賛成で、この方向でいいと思いますが、それが評価につながるということを学校長としてはどうしても考えますから、ぜひ事前に学校への運営方針というのは、よく教育委員会との間でしっかり議論をしておいていただきたいなと思います。

【平井委員】 学校評価について言うと、本市の場合、第三者評価がありません。努力義務ですから、必須ではないのですが、第三者による評価がないと、妥当性、客観性、信頼性が不十分な気がします。また、保護者からのアンケート回収率も100%は難しいはず。そのような実態も踏まえ、何らかの指標を考えられたほうがよいと思います。

【松浦政策推進担当部長】 一応、第三者による視点としては、運営に関する計画をまず学校で作りますけれど、それを学校協議会、地域とか、一部大学の教員とかに入っているところと確認をしていただいて、評価してもらおうという流れです。

【平井委員】 それは、学校関係者評価です。

【松浦政策推進担当部長】 そうですね。

【平井委員】 教育振興計画に基づいた教育実践をしている本市だからこそ、学校評価、学校関係者評価、第三者評価は不可欠ではないでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 分かりました。

【平井委員】 学校協議会については、実施していることは認識していますが、関係者評価に過ぎないので、より精度を上げたほうがよいのではありませんか。

【松浦政策推進担当部長】 ありがとうございます。

【赤木委員】 大学で自己点検評価とか、評価にも関わってきたのですが、本当にもう膨大な作業で、ものすごい時間と労力をかけてしています。働き方改革で非常に忙しい中で目標を設定して、その年次ごとに取りまとめて、またそのPDCAサイクルを回すというのは本当に大変だと思います。実際は、校長先生だけではなく幹部職員というか、そういう先生方が集まってそういう作業をされているということなのではないでしょうか。毎年、そういうことをされているということなのか、ちょっと存じ上げないので教えてください。

【伊藤教育政策課長】 各学校では運営に関する計画を作っているのですが、私も学校協議会に参加していてよく聞いたのですが、この運営に関する計画を作るときに、本当に教職員の方々が皆さん入って計画を作っておられるということは聞いております。

そういったこともありまして、こういったシートを作れば、運営に関する計画を作るときに、教職員の誰一人漏れることなく、自分の学校の弱みや強みを踏まえた計画を作れるということになるのかなと考えております。

【赤木委員】 計画を立てて実施して評価するというところで、外部評価は今のところないということですが、あくまで自己点検で進めていくということですね。

【伊藤教育政策課長】 そうですね。今、平井委員にもおっしゃっていただきましたけれども、まずその運営に関する計画の中間でありますとか期末のときに、各学校で自己評価を行いまして、そのあと、学校関係者評価ということで、学校協議会の委員の方々が、皆さんでその評価を、自己評価を踏まえて評価をしていただいているというのが、今のPDCAのサイクルになっております。

【赤木委員】 ほかの国々でもいろいろありますが、イギリスなどは抜き打ちの評価を行い、それが校長の評価に跳ね返ってきて、最悪、解職されるみたいなところと、カナダでは、評価が思わしくないときは、脅すためにやるのではなくて、より改善するために教育委員会にあたる組織が入っていくというところもあります。ですから、自己点検に現在とどまっているということですが、全員で対応しているということなので、なるべく余り過度な負担にならないようにしながら、より改善につながるような方法を考えていただきたいと思います。

【平井委員】 自己評価は法令義務です。関係者評価と第三者評価は努力義務です。自己評価が実は一番重要です。学年末の3月の忙しい時期、学年末で、教員一人一人が振り返ったときの内容、それを指導・助言して成長につなげるのが管理職であり、それがカリキュラムマネジメントにつながるはずで、その部分の温度差を埋めることが本市の教育全体の質の向上につながると思います。

【多田教育長】 今回、この全市共通目標の見直しをさせていただいた上で、今日、学校の取組につきましてもご意見をいただきましたので、今後周知するに当たりましては、注意点というか、しっかりと現場の理解が取れるような形で進めていけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第7号「学校における空調設置状況について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

今月に入り、横山市長が、小学校の体育館に空調機を整備するという方針を明らかにしたいという報道がなされているかと思う。突然の報道で驚かれたかと思うが、能登半島地震での避難所の状況を受け、急遽動きがあった事項であり、報告が事後になったことについて、ご容赦いただきたい。

こちらに小・中学校の空調機の設置状況を一覧にしてある。少し文字が小さくて恐縮であるが、上段の表が小学校、下段の表が中学校の設置状況となっている。左端の欄が縦に設置の教室名等を書いており、横軸に年度を記載している。また、表中に白抜きの帯を書いているが、これが設置した時期を示している。例えば、小学校の一番上になるが、管理諸室、校長室等については、平成5年から平成9年度にかけて設置した。このようにご覧いただければと思う。既に空調機を設置しているのが、これでいくと、小学校では上から管理諸室、特別教室の一部普通教室、下段の表で中学校では、管理諸室、特別教室の一部、普通教室、体育館となっている。小学校と中学校のいずれにもある教室等で体育館だけが設置状況が異なっているので、中学校の体育館への設置経過について少しご説明すると、平成30年度に市会において議論があり、災害弱者への二次被害防止のためのセーフティネットとして1区に1か所、空調が整備された体育館があれば有効に活用できるとして、各区中学校1校、体育館に空調機を整備する方針が出された。その後、令和元年度になり、中学校については、部活動等における熱中症対策といった教育活動上の活用効果も大きいとして設置数を限定せず、全中学校に設置するとの方針が出され、令和2年度から4年度の3年度間で設置している。未設置の教室等について、小学校では理科室と一部の特別教室、体育館、給食室、中学校では、同じく理科室と一部の特別教室、格技室、給食室、これらが未設置という状況になっている。これらの教室等についても、いずれかの時期に空調機の設置について検討しているところではあるが、事業量が膨大であるなどの課題がある。子どもたちの教育環境の向上の観点から、また災害時の避難所機能を確保するという観点から、まずは特別教室に空調機を設置するということとし、現在、教育委員会事務局では初となるPFI手法を活用して整備の準備を進めている。令和7年度から9年度の3年度間で設置する予定としている。こうした状況の中で1月1日に能登半島地震が発生した。今なお、1万人以上の方々が学校等の避難所で過酷な環境での避難生活を送っておられ、避難所の環境改善や避難者の健康維持が大きな課題となっていると報道もされている。こうした課題に対し、今月1日に市長が、本市でもいつ起こるかわからない災害に備え、避

難所となる体育館への環境改善が必要であること。また、昨夏の猛暑を踏まえると、体育館に空調機を整備することは教育活動にとっても有用であるとのことから、小学校体育館への空調機設置を判断され、教育委員会事務局をはじめ、関係各局に整備を進めるよう指示があり、この間の報道となった。設置手法やスケジュール等については、関係局と連携して検討を開始したところであるが、現時点で報告できることはないが、市長からもできるだけ早く設置するようとの指示もあったところで、作業を進めているところである。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 大学のプロジェクト等で今はもうしていませんが、コロナ前、留学生を学校見学に連れて、7月に行くとかですと本当に恐怖でした。留学生がもうへろへろになってしまって、私も何か熱中症で倒れるのではないかなど。配慮していただける場合は、校長室などを控え室に使わせていただけるのですけれど、そうでない場合もあって、もう本当に大変な思いをしました。この表を見せていただくと、ずいぶんと普通教室に入っていて改善されているのだなということだと思うのですけれども。体育館は、今、地震の被災者の避難所になっているという話がありましたが、昨年の夏の猛暑ということがあるのですけれども、体育館に空調を設置したら、その体育の授業をするのに問題はないのでしょうか。空調の効いた体育館なら、空調が効いているといっても、外が35度、36度でそんなには下がらないと思うのですけれども、普通にというか、できるものなのでしょうか。それともやはり配慮が必要な、そのところ、空調を設置したら問題がないとそういうものでもないかと思うのですけれども、そういう点はいかがでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 空調機を設置することで体育館の中が28度ぐらいになることをめざしております。子どもたちの体調にとってどうなのかというのは、これから設置するに向けて、その辺りも学校とも調整をさせていただきながら有効に活用していただくということになるかと思っております。

【赤木委員】 何せ酷暑、猛暑ですので、少しその辺りに気をつけてしていただけたらと思います。

【多田教育長】 この件は、本当に先ほど担当部長も申しあげましたように、今回の地震を受けての措置ということで、急遽方向性が決まりましたので、今後予算の件ですとかいろいろと動きがありましたら、その都度また報告をさせていただけたらと思います。

議案第20号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、1月16日に起訴休職処分を承認いただいた事案について、勾留中の職員に接見し事情聴取した内容に基づき、懲戒処分を行うものである。被処分者は小学校の管理作業員で処分内容は、懲戒処分として免職とする。

事実の概要について、当該職員は令和5年11月3日、同校内の女子トイレにおいて、私物のスマートフォンを用いて盗撮しようとした疑いで逮捕され、同月22日に建造物侵入及び性的姿態等撮影未遂の容疑により起訴された。また、上記以外に7回にわたり盗撮したことにより、12月25日に建造物侵入及び性的姿態等撮影罪で追起訴された。教育委員会事務局の事情聴取等において当該職員は、建造物侵入及び性的姿態等撮影に係る事実を認めた。当該職員は昭和60年度に採用され、令和2年4月から同校に勤務している。本件事案の経過について、令和5年11月2日、同校に勤務する教職員が、トイレの個室の仕切り板の下の隙間から、修理中の隣の個室に不審なダンボール箱が設置されているのを発見し、同校校長及び同校教頭と中身を確認したところ、スマートフォンが隠されていた。修理中の個室に置いてあったことから、校長が修理作業を行う当該職員に確認をしたところ、当該職員は自身のスマートフォンであることを認めたため、校長は西淀川警察へ通報し、同月3日に逮捕され、同月22日に起訴された。12月26日、第一回公判において、当該職員は11月22日付起訴状の公訴事実を認め、また12月25日に追起訴が行われたことが、大阪検察庁から裁判の傍聴に行った教育委員会事務局の担当者に情報を提供された。令和6年1月17日、大阪拘置所において、勾留されている当該職員へ事実を確認したところ、当該職員は公訴事実を全て認めた。撮影のきっかけについては、同校西館の女子トイレは、修理に時間を要して長く滞在していても怪しまれないことから魔が差した。撮影の対象者については、特定の人物ではなく誰でもよかった。撮影した場所についてどこでもよかったが、西館1階のトイレが自分の詰所から一番近かったと当該職員は述べている。当該職員は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第21号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第22号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校の主務教諭で処分内容は、懲戒処分として停職2月とする。

事実の概要について、当該教諭は令和5年10月25日、同校女子児童1名に対し、校外授業で、大阪市立科学館のプラネタリウムを鑑賞中に手を握る、両頬を挟むように片手で触る行為を行い、被害児童に精神的苦痛を与えた。また、被害の訴えを管理職に報告すべきところ、これを怠った。当該教諭は、平成24年に講師として採用され、平成27年に教諭となり、平成31年4月から同校に勤務をしている。当該教諭は、平成25年7月に禁止されている勤務時間中の喫煙により、停職1月の懲戒処分を受けている。本件事案の概要について、当該教諭は令和5年度、被害児童が在籍する4年1組の担任を受け持つこととなった。当該クラスにおいては、休憩時間に女子児童らが当該教諭のところに寄ってきて、当該教諭の脇腹や肩を指先で突くようなじゃれ合いがあり、当該教諭もそれに遊び感覚でやり返すことがあった。当該教諭は、被害児童に対しても他の女子児童らと同様に頭をポンポンと触ったり、肩や頬を指先でつついたりする身体接触を行っていた。令和5年4月末、個人懇談において、当該教諭に対して被害児童の母親から、被害児童に対する身体接触をしないよう申し入れがあったが、その後も2週間に1回ぐらいの頻度で身体接触を続けた。同年10月25日、同校の校外授業として大阪市立科学館においてプラネタリウムを鑑賞している際、当該教諭の手が肘かけからずれ落ち、隣の被害児童の右手の甲に当たった際、当該教諭が被害児童の手を握った。また、クイズが行われる場面があり、当該教諭はクイズの話題を被害児童に話しかけながら、被害児童の両頬を片手で挟むようにして触った。同月26日及び27日、被害児童は学校を欠席し、27日朝に保護者から、学校のこと、プラネタリウムのことストレスになっていると連絡があった。その日の夕方、当該教諭は被害児童及び保護者と面談して謝罪したが、謝罪の場面で保護者からの「娘から触りに来ることはあるのですか」と質問されたときに「ありますね」と答え、翌登校日である同月30日も児童は欠席した。同月31日、保護者から当該教諭宛てに、被害児童を保健室登校させたい旨連絡があった際、保護者から、管理職に伝えているか確認された当該教諭は、伝えていると虚偽の報告をし、保護者からさらに追及されると伝えていなかったことを認め、同日、同校校長及び同校教頭に事実を報告した。校長に対して保護者は、10月27日の面談におい

て、当該教諭が被害児童から手を握ることがあると説明したことについて被害児童がショックを受けており、「先生は嫌いじゃないけど手を握るのは嫌だから、自分から手を握りにいったことはない。先生はうそをついている」と保護者に言っていること、また、手の握り方について、手は覆いかぶさるような握り方ではなくいわゆる恋人つなぎだった、と当該教諭が説明した内容を否定していることを話した。同年11月2日、校長及び当該教諭と面談した保護者は、「娘が二度と会いたくないと言っている。娘が教室に入れなくて、加害者の教諭が教室にいるのはおかしい」と訴えた。校長は、速やかに当該教諭がクラスに入らないよう措置するとともに、他に被害がないか確認するため、4学年で児童に対するアンケートを実施したが、嫌な思いをしていると回答した児童はいなかった。また、同月17日に被害児童の在籍クラスの担任を交代させた。当該教諭は、プラネタリウムで被害児童の手握った理由について、「普段、被害児童から身体接触してくるので喜んでくれると思った。」と述べた。保護者から申し入れがあったにも関わらず、身体接触を繰り返していることについて、「申し入れがあって一定の期間は身体接触をしないようにしていたが、被害児童から身体接触してくるから大丈夫だろうと思い込み、1学期の途中から頭や肩、頬への身体接触を繰り返した。また、申し入れを受けたが、自分のことではないと思った。」と述べた。被害児童が、自分から身体接触をしに行くことはないと言っていることについて、当該教諭は、「クラスの仲のいい関係児童と一緒に、被害児童も当該教諭に対して身体接触をしに来ていた。被害児童が嘘をついている。10月27日の面談において、被害児童から身体接触があると答えたのは事実であり、嘘はついていない。手の握り方は正直覚えていない。」と述べた。当該教諭は、「身体接触は嫌がる子もいるので不適切であるとは認識しているが、瞬間瞬間、忘れていた。児童と遊んでいる感覚の中で身体接触を繰り返した。」「管理職への報告については、プラネタリウムでの自分の行動が原因で登校できないことを知られてはいけないという思いから、保護者から指摘を受けるまで報告しなかった。」と述べた。なお、4月末の懇談で保護者から申し入れを受けたことについては、自分のことではないと思ったから管理職へ報告しなかったと述べた。当該教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第23号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校教頭で処分内容は、懲戒処分として減給2月とする。当該教頭は勤務校において、令和5年11月、平成27年度卒業生73名分と、その保護者らの個人情報に記載された指導要録の適切な管理を怠り、平成27年度卒業生の保護者2名に閲覧をさせた。また、令和5年9月、同校の校長室にある金庫の鍵を過失により紛失した。具体的には、令和5年11月15日、当該教頭は元PTA会長から、平成27年度卒業生の名簿データを11月29日に訪問して使用したい旨の連絡を受けた。名簿データはPTAから預かっていたもので、PTA会長会から依頼があれば、教頭が印刷し提供することを前任教頭から引き継がれていたが、その引き継ぎ内容を失念したまま前任教頭への確認も行わず、11月26日にも29日に訪問する旨を元会長から伝えられたが、名簿データの準備を怠った状況で、来校した卒業生の保護者に対し、指導要録4冊を渡し、住所、氏名を書き写すよう依頼し、職員室に戻った。午後6時ごろ、同校の教務主任は、卒業生の保護者らが指導要録を閲覧していることに気づき、当該教頭に問いただしたが、作業をやめさせないため、校長に報告をし、校長はすぐに作業をやめさせ、卒業生の保護者らが指導要録のうち、様式1しか閲覧していないこと、住所、氏名以外の情報の転記や写真撮影はなかったことなどを確認した。令和5年3月、当該教頭は前任教頭から未整理の鍵の整理を依頼され、同年8月、校長室にある金庫の鍵に校長室金庫という札をつけ、自身の机の横に設置したキーボックスに保管をした。9月1日、職員朝礼で、キーボックスへの保管を教職員に周知した直後に、PTAの銀行通帳を取り出したい旨の依頼があり、金庫の鍵を開けようとしたところ、当該鍵の紛失が発覚した。校長は、当該教頭に鍵の搜索を指示したが、鍵は見つかっていない状況である。服務・監察グループが聞き取りを行ったところ、過失により金庫の鍵を紛失した事実を認めた。他にも通送袋の鍵や電気室の鍵の紛失があるなど、日常的に適正な物品管理ができていない状況であった。当該教頭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第8号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

当該職員については病気休職していたところ、なお心身の故障が回復せず、令和6年2月9日に病気休職の取得上限である3年に達することから、地方公務員法第28条第1項第2号により分限処分として免職するものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
